

別紙

諮問第1374号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「2014年から2018年までの東京都介護保険審査会の各議事録及びその前後の協議内容その他の関係書類（審査会委員名簿、送付書類の指示書など）一切（他人の個人情報に直接関係する事実を除く）。」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成31年3月22日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報は条例7条2号により、審査を行った合議体の委員名及び区分名に関する情報並びに具体的な審理に関わる部分は同条5号及び6号により、それぞれ非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年9月25日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和元年12月16日に実施機関から理由説明書を收受し、令和3年6月25日（第219回第二部会）から同年9月17日（第221回第二部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都介護保険審査会について

東京都介護保険審査会は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき各都道府県に設置される介護保険審査会であり、区市町村の行った要介護認定や介護保険料の徴収等、介護保険に関する行政処分に対する不服がある者から提起された審査請求について、その内容を審理し、その裁決を行うための機関である。

東京都介護保険審査会は、介護保険法及び介護保険法施行条例（平成24年東京都条例第116号）に基づき組織されており、本件開示請求時、被保険者代表3人、区市町村代表3人、公益代表3人の委員で構成する三者構成合議体において審査請求（要介護認定又は要支援認定に関する処分に対するものを除く。）の事件を取り扱い、それぞれ3名の公益を代表する委員で構成されるAからJまでに区分される合議体において要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱うものとされている。

イ 本件開示請求及び本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に対して別表1のとおり開示文書を特定し、このうち別表2に掲げる各部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報の非開示の妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、東京都介護保険審査会への審査請求人の氏名及び介護保険の保険者である当該審査請求人の居住する区市町村名であることが確認された。

審査会が検討したところ、これらの非開示情報は、いずれも個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 及び 3 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 は、東京都介護保険審査会における審査を行った合議体の委員名及び A から J までの区分名に関する情報であり、本件非開示情報 3 は、東京都介護保険審査会の会議録のうち、具体的な審理に関わる部分並びに審査を行った合議体の委員名及び A から J までの区分名が記録された部分を含み、これらの情報から、各委員が出席した東京都介護保険審査会又はその検討内容が明らかになることが確認された。

審査会が検討したところ、東京都介護保険審査会における審議は、委員がそれぞれの立場から意見交換を行い、慎重に審議を尽くした上で、最終的に裁決に至るものであり、その性格上、自由闊達な意見交換の機会を担保することが公正な裁決を行う上で特に重要なことであると認められる。本件非開示情報 2 及び 3 を公にし、個別案件を担当した委員及び審議内容が特定されることとなると、東京都介護保険審査会の委員に対し、介護保険に係る審査請求人及びその関係者からの干渉を招き、また、委員が公表されることを前提とした発言を行うなど、当該審査会における忌憚のない討議や中立・公正な判断が損なわれ、その適正な運営に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 及び 3 は、条例 7 条 6 号に該当し、同条 5 号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

【別表 1】

|  |  |
|--|--|
| 対象公文書  |  |
| 平成27年度から平成30年度12月までに作成した東京都介護保険審査会に関する以下の公文書 |  |
| 1  | 「付議事件の決定及び資料送付」に係る起案文書（27東介審第3号、27東介審第6号、27東介審第13号、27東介審第17号、27東介審第18号、28東介審第6号、28東介審第10号、29東介審第3号、29東介審第6号、29東介審第10号、29東介審第14号、29東介審第15号、30東介審第3号、30東介審第4号及び30東介審第8号）                             |
| 2  | 「合議体の開催」に係る起案文書（27東介審第2号、27東介審第5号、27東介審第12号、27東介審第15号、27東介審第16号、28東介審第4号、28東介審第9号、29東介審第2号、29東介審第5号、29東介審第9号、29東介審第12号、29東介審第13号、30東介審第1号、30東介審第2号及び30東介審第7号）                                      |
| 3  | 東京都介護保険審査会議事録（平成27年3月11日、平成27年10月8日、平成27年11月11日、平成28年1月21日、平成28年3月1日、平成28年3月9日、平成28年10月26日、平成28年12月16日、平成29年5月18日、平成29年7月12日、平成29年10月27日、平成30年2月22日、平成30年2月28日、平成30年6月28日、平成30年7月10日及び平成30年11月21日） |

【別表2】

| 対象公文書 | 非開示情報 | 非開示部分                                     | 非開示理由   |
|-------|-------|---|---|
| 1、2   | 1     | 審査請求人の氏名及び保険者に関する情報                       | 特定の個人を識別できる情報であり、法令等の規定により又は慣行として公にすることが予定されていないため【条例7条2号】  |
|       | 2     | 審査を行った合議体の委員名及び区分名に関する情報                  | 都の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため【条例7条5号】                                      |
| 3     | 3     | 具体的な審理に関わる部分並びに審査を行った合議体の委員名及び区分名が記録された部分 | 介護保険審査会の審議内容に関する情報であって、当該情報が公開されることにより関係者からの干渉を招くなど、今後の当該審議会における審議の際、忌憚のない討議や中立・公正な判断が損なわれ、その適正な運営に支障が生じるおそれがあるため【条例7条6号】 |